

審議項目 2 関係資料

「特別市」に移行する区域に立地する都道府県有施設の取扱い

- 「特別市」に移行する場合、従来の指定都市の区域内に立地する都道府県有施設については、**施設の性質に応じて、市域外への移転・「特別市」への移管・区域外設置等の取扱いを定める必要**があるのではないか。

【施設の性質】

- ① 主として都道府県民による利用を想定しているなど、当該都道府県の区域内に設ける必要性が高いと考えられる施設
- ② 都道府県内で指定都市の区域とその他の区域とに複数設置されている施設
- ③ 都道府県と「特別市」のそれぞれで保有する必要性が低いと考えられる施設
- ④ 直ちに移転や譲渡を行うことが難しい施設 等

(参考)自治体の施設の立地に関する規定

- 地方自治法上、都道府県庁や公の施設の立地については、以下のように定められている。

都道府県庁

- ・ 自治体の事務所の位置決定の基準として、住民の利便に最も適合するように、交通事情、他の官公署との関係等を考慮することとされている。

●地方自治法(昭和22年法律第67号)

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- ② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- ③ 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

公の施設

- ・ 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設。
(例)図書館、体育館、公園、道路、地下鉄等。
- ・ 自治体の区域内に設置することが原則であるが、他団体との協議により区域外設置も可能。

●地方自治法(昭和22年法律第67号)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2・3 (略)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

指定都市の区域内の都道府県有施設

○ 都道府県の施設については、警察署や高等学校のように都道府県内に幅広く立地するものがある一方、**本庁舎(都道府県庁)**のように都道府県庁所在地のみに立地するものや、**図書館**のように指定都市にのみ立地するものもある。

(神奈川県における県民利用施設の設置状況) ※県民利用施設: 県の直営施設及び指定管理者制度導入施設(庁舎、警察署、高等学校等は対象外)

区域	県民利用施設の数	施設の例
横浜市	27	公文書館、県民センター、音楽堂、スポーツ会館、図書館、歴史博物館、労働プラザ、女性自立支援施設、看護専門学校、公共職業能力開発施設
川崎市	2	図書館、森林公園
相模原市	9	交流センター、漕艇場、都市公園、障害者支援施設
その他の区域	60	美術館、博物館、カヌー場、地方港湾、地下駐車場、男女共同参画センター、児童養護施設、障害者支援施設、看護専門学校、公共職業能力開発施設
合計	98	—

(静岡県が保有する公共施設の設置状況) (備考)神奈川県ホームページ掲載「県民利用施設一覧表」をもとに事務局作成

区域	県保有の公共施設の数	施設の例
静岡市	55	本庁、総合庁舎(1)、警察署(4)、高等学校(12)、青少年会館、男女共同参画センター、観光施設、総合運動場、総合社会福祉会館、図書館、地震防災センター、水泳場、美術館、建設技術センター
浜松市	55	総合庁舎(2)、警察署(7)、高等学校(17)、森林・林業研究センター、海浜公園、少年自然の家、湖ガーデンパーク、内陸コンテナ基地
その他の区域	184	総合庁舎(6)、警察署(23)、高等学校(61)、総合教育センター、観光施設、原子力防災センター、水泳場、水産・海洋技術研究所
合計	294	—

(福岡県が保有する公共施設の設置状況) (備考)静岡県オープンデータカタログをもとに事務局作成

区域	県保有の公共施設の数	施設の例
福岡市	56	本庁、総合庁舎(2)、警察署(9)、高等学校(15)、運動公園、文化センター、水産海洋技術センター、特別支援学校、家畜保健衛生所、美術館、図書館、総合プール、スポーツ科学情報センター
北九州市	45	総合庁舎(2)、警察署(8)、高等学校(21)、自然観察センター、特別支援学校、勤労青少年文化センター、工業技術センター機械電子研究所
その他の区域	198	総合庁舎(13)、警察署(19)、高等学校(59)、馬術競技場、工業技術センター、家畜保健衛生所、動物愛護センター、共同公文書館
合計	299	—

(備考)福岡県オープンデータカタログをもとに事務局作成

地方議会の議員定数

○ 地方議会の議員定数は、各団体の条例で定めることとされている。

●地方自治法(昭和22年法律第67号)

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

②・③ (略)

④ 第六条の二第一項の規定により都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下本条において「設置関係都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めなければならない。

⑤ 前項の規定により新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

⑥ 前項の規定により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該都道府県の条例により定められたものとみなす。

⑦ 第四項の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければならない。

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

②・④ (略)

⑤ 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

⑥ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

⑦ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

⑧ 第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

指定都市を包括する都道府県議会の議員定数の状況

○ 指定都市を包括する都道府県における都道府県議会の議員定数と、そのうち指定都市域選出の議員定数は以下のとおり。

道府県	道府県議会定数	指定都市域選出の議員定数	道府県に占める割合
北海道	100	札幌市(28)	28.0%
宮城県	59	仙台市(24)	40.7%
埼玉県	93	さいたま市(14)	15.1%
千葉県	95	千葉市(14)	14.7%
神奈川県	105	横浜市(41)、川崎市(18)、相模原市(8)	63.8%
新潟県	53	新潟市(15)	28.3%
静岡県	68	浜松市(15)、静岡市(13)	41.2%
愛知県	102	名古屋市(31)	30.4%
京都府	60	京都市(34)	56.7%
大阪府	79	大阪市(26)、堺市(6)	40.5%
兵庫県	86	神戸市(23)	26.7%
岡山県	55	岡山市(19)	34.5%
広島県	64	広島市(26)	40.6%
福岡県	87	福岡市(23)、北九州市(15)	43.7%
熊本県	49	熊本市(17)	34.7%

(備考)各自治体のホームページから事務局作成

※割合について上位3道府県を赤字、下位3道府県を青字で表記

指定都市移行時の都道府県との人事交流

- 指定都市は都道府県の事務を引き継ぐことになるため、移行時には、都道府県と指定都市の間で人事交流が行われる例がある。

北村 亘(2013)「政令指定都市 百万都市から都構想へ」(中公新書)より引用(146頁～148頁)

都道府県との人事交流

(略)

都道府県と政令指定都市との人事交流で指摘すべき点は、二〇〇〇年代に新たに政令指定都市に移行した都市で、急激に伸びていることである。政令指定都市への移行が落ち着くと、府県からの出向も大幅に減少している。このことは、これまでも見られた現象である。

二〇〇九年には岡山市(二〇〇九年移行)が当時の一七政令指定都市で最も多い二八名を岡山県に出向させている。岡山県側からも〇八年には四名しか出向者がいなかったのが、〇九年には四八名、一〇年には四七名と四七都道府県で最も多く出向者を出している。しかし、一一年には急激に削減されて一四名にまで落ち込んでいる。熊本県でも、一一年には五名だった県職員の熊本市(二〇一二年移行)への出向が、一二年には一気に三五名にまで達している。

他にも、二〇〇八年には六一名を出向させていた静岡県は、静岡市(二〇〇五年移行)および浜松市(二〇〇七年移行)の権限移譲手続きが落ち着いたこともあり、〇九年には二〇名も出向者数を削減して四一名としている。一一年の神奈川県でも、相模原市(二〇一〇年移行)の移行手続きが落ち着いたこともあり、前年度よりも一二名削減して二三名の出向に落ち着いている。

政令指定都市になると、都道府県の業務の多くを新たに引き継ぐことになる。政令指定都市が誕生すると、大規模な人事交流を通じて政策情報や政策知識のスムーズな継承が試みられ、うまくいくと人事交流は大幅に縮小されることがわかる。政令指定都市へのインフォーマルな移行要件である「都道府県との合意」があって初めて機能する人事交流である。

主要財政指標の比較（指定都市、道府県）

団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	0.70	98.0	3.2	22.2	北海道	0.46	99.8	20.0	307.0
仙台市	0.87	98.8	4.9	44.6	宮城県	0.60	95.4	10.0	130.8
さいたま市	0.95	98.4	6.1	20.7	埼玉県	0.74	94.7	11.0	146.9
千葉市	0.88	98.8	10.4	120.1	千葉県	0.75	94.5	7.6	101.3
横浜市	0.95	99.0	9.2	114.9	神奈川県	0.86	96.3	8.6	54.5
川崎市	1.06	99.3	8.4	111.4					
相模原市	0.83	97.5	2.9	-					
新潟市	0.64	94.9	12.4	121.7	新潟県	0.46	93.8	18.6	287.0
静岡市	0.82	95.3	5.9	30.9	静岡県	0.68	94.4	14.3	234.1
浜松市	0.81	93.3	3.3	-					
名古屋市	0.98	101.2	6.4	84.2	愛知県	0.87	91.7	13.4	152.0
京都市	0.81	100.4	12.0	132.0	京都府	0.58	93.5	17.1	257.2
大阪市	0.94	89.8	0.1	-	大阪府	0.75	96.4	10.2	110.1
堺市	0.75	100.0	5.0	-					
神戸市	0.76	98.7	4.9	64.5	兵庫県	0.62	99.4	17.1	311.3
岡山市	0.74	91.2	5.7	-	岡山県	0.52	94.1	10.9	157.5
広島市	0.77	97.3	8.8	161.3	広島県	0.60	94.0	14.8	188.7
北九州市	0.69	99.3	10.6	143.0	福岡県	0.64	95.6	11.9	245.3
福岡市	0.87	93.6	7.7	58.8					
熊本市	0.68	95.4	5.9	93.1	熊本県	0.42	91.5	8.9	212.5

（各指標の説明）

財政力指数：基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当された一般財源の額が、経常一般財源（地方税、普通交付税等）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合

実質公債費率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値

将来負担比率：地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

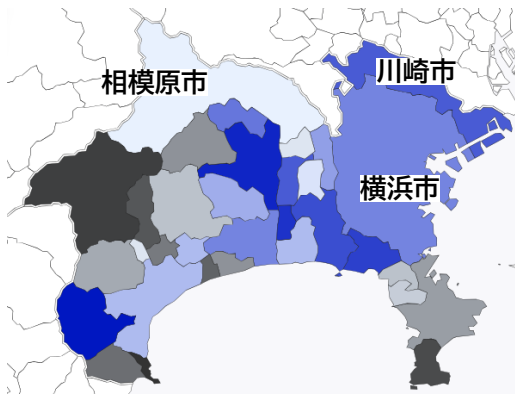
※ 充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「-」を表示している。

（備考）総務省「令和6年度地方公共団体の主要財政指標一覧」より作成

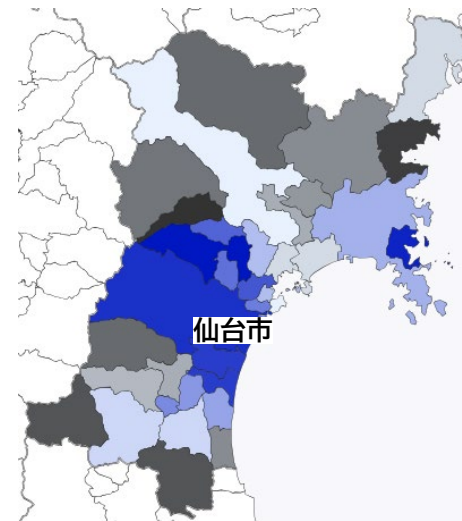
市町村別の財政力指数

○ 市町村別の財政力指数を見ると、指定都市は相対的に高い傾向にある。ただし、指定都市以外の市町村がより高い財政力を有する例もある。

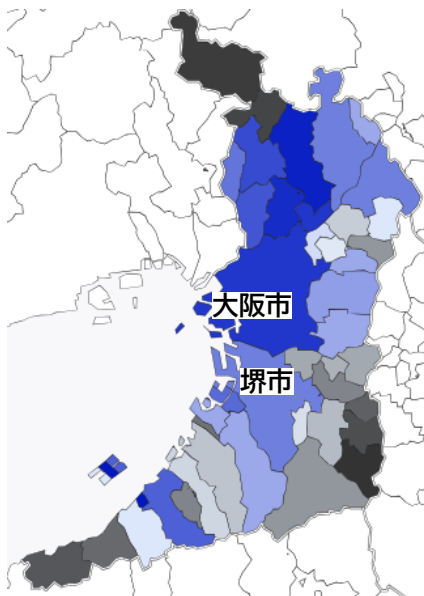
神奈川県



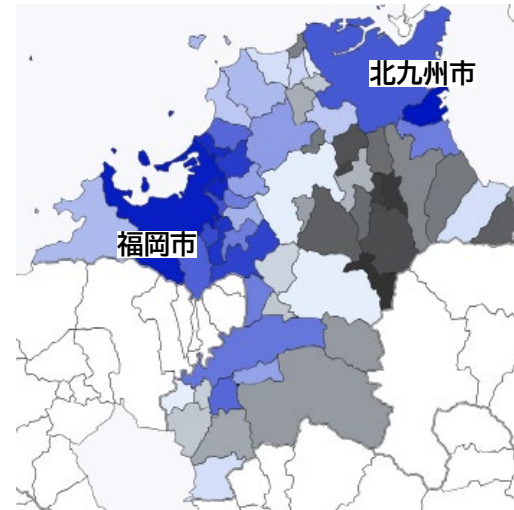
宮城県



大阪府



福岡県



大都市制度以外への影響

○ 国の事務等について、行政区画としての都道府県を基礎的な単位として行われているものがある。

国の事務が都道府県単位で行われているもの

(例1) 国政選挙

参議院選挙区選出議員の選挙区は原則都道府県単位で設けられている。

※鳥取県と島根県、徳島県と高知県は、それぞれ一の選挙区(合区)

○ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

第十四条 参議院(選挙区選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第三で定める。

2 地方自治法第六条の二第一項の規定による都道府県の廃置分合があつても、参議院(選挙区選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、なお従前の例による。

別表第三

選挙区	議員数
北海道	六人
青森県	二人
岩手県	二人
(略)	(略)

(例2) 統計

統計の作成は都道府県単位で行われるものが多い。

○ 毎月勤労統計調査規則(昭和三十二年労働省令第十五号)

第三条 毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあつては全国調査及び地方調査を補完することを目的とする。

○ 作物統計調査規則(昭和四十六年農林省令第四十号)

第十四条 農林水産大臣は、第十二条第四項の規定により送付された都道府県別の集計結果及び都道府県別結果表並びに前条第二項の規定により送付された都道府県別結果表に基づき、調査の区分ごとに全国結果表を作成する。

大都市制度以外への影響

国の地方支分部局が都道府県ごとに設置されているもの

(例) 都道府県労働局

○ 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)

第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。

地方厚生局

都道府県労働局

第二十一条 (略)

2 都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 (略)

○ 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)

第百五十六条 都道府県労働局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

別表

名称	位置	管轄区域
北海道労働局	札幌市	北海道
青森労働局	青森市	青森県
岩手労働局	盛岡市	岩手県
(略)	(略)	(略)

法律により設立される団体が都道府県ごとに置かれているもの

(例1) 行政書士会

○ 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)

第十五条 行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない。

2 行政書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 行政書士会は、法人とする。

4 (略)

(例2) 社会保険労務士会

○ 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)

第二十五条の二十六 社会保険労務士は、厚生労働大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立しなければならない。

2 社会保険労務士会は、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 社会保険労務士会は、法人とする。

4 (略)

民間事業者の経済活動等に関して都道府県単位で運用・制度化されているもの

(例1) 最低賃金

地域別最低賃金は都道府県ごとに審議され決定されている。

○ 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

(例2) 健康保険(協会けんぽ)

全国健康保険協会(協会けんぽ)は各都道府県に支部を設置し、保険料率は都道府県ごとに決定されている。

○ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

第七条の四 協会は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所(以下「支部」という。)を各都道府県に設置する。

2 (略)

第一百六十条 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の三十から千分の百三十までの範囲内において、支部被保険者(各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。)を単位として協会が決定するものとする。

2 (略)

(例3) 都道府県別漁獲可能量

漁獲可能量は、都道府県ごとに配分する数量が定められている。

○ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

第十五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

一 漁獲可能量

二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量(以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。)

三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量(以下この節及び第二百五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。)

自治体の廃置分合等に係る手続

- 都道府県の廃置分合や旧特別市の設置のように、制度上、自治体からの発意が手続の端緒とされず、法律で定めることとされているものについては、憲法第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」として住民投票を行う必要がある。
- 申請に基づく都道府県合併については、国会の承認を経て内閣が定めることとされており、住民投票は要さない。
- 大都市地域における特別区の設置については、関係市町村・関係道府県の議会の議決が手続の端緒となり、関係市町村での住民投票を経て、総務大臣が定めることとされている。
- 市町村の廃置分合については、関係地方公共団体の議会の議決が手続の端緒となり、都道府県議会の議決を経て都道府県知事が定めることとされている。

	都道府県の 廃置分合 (自治法 § 6)	申請に基づく 都道府県の合併 (自治法 § 6の2)	旧特別市 (S31改正前の自治法)	大都市地域における 特別区の設置 (大都市地域特別区設置法)	指定都市の指定 (自治法 § 252の19)	市町村の廃置分合 (自治法 § 7)	戦時中に行われた 市町村の区域変更 の復旧 (自治法S23改正法 附則 § 2)
手続の 端緒 (自治体の 発意)	—	関係都道府県の 議会の議決 ↓ 関係都道府県の申請	—	関係市町村・道府県 の議会の議決 ↓ 協議会の設置	—	関係市町村の 議会の議決 ↓ 関係市町村の申請	従前の市町村の 区域の 有権者の1/3以上 の連署による請求
手続上の 国の役割	法律の制定	国会の承認	法律の制定	協定書案に係る 総務大臣への 協議・報告 総務大臣の意見	政令の制定	(市の廃置分合の場合) 総務大臣の同意	—
住民投票 の要否	憲法95条に基づく 関係都道府県での 住民投票	—	憲法95条に基づく 関係都道府県での 住民投票	大都市法に基づく 関係市町村での 住民投票	—	—	自治法改正法附則 に基づく 従前の市町村の 区域での住民投票
決定	法律の施行	内閣による処分	法律の施行	総務大臣による処分	政令の施行	都道府県議会の 議決 ↓ 都道府県知事 による処分	都道府県知事 による処分 ※都道府県議会でも不同意 の議決があった場合は処 分できない

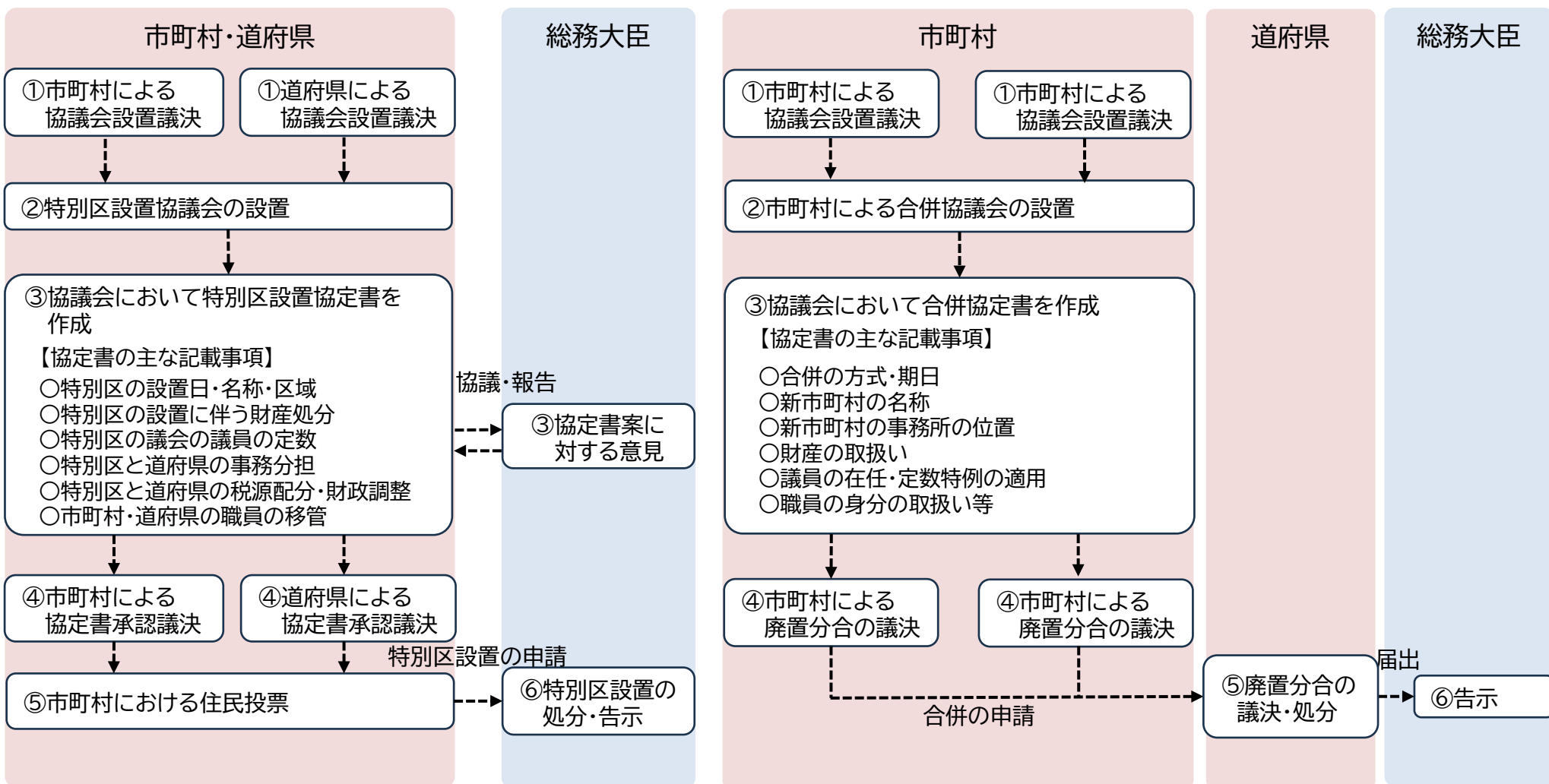
※グレーの網掛けは、現在存在しない制度

大都市地域特別区設置法と市町村合併特例法における手続

○ 自治体の再編に係る手続を定めた「**大都市地域特別区設置法**」「**市町村合併特例法**」では、いずれも、**当事者となる自治体間で事前に協議を行い、再編にあたって必要となる事項を合意する仕組み**を設けている。

【特別区設置の手続(大都市地域特別区設置法)】

【市町村合併の手続(市町村合併特例法・地方自治法)】



大都市地域特別区設置法における住民投票

- 平成24年に議員立法で成立した「大都市地域特別区設置法」において、特別区の設置に際して関係市町村における住民投票を必要とした趣旨は、以下のように説明されている。

平成24年8月7日 衆議院・総務委員会

○西博義 委員(質問者)

(略) 次に、特別区に関して、今回の法案と地方自治法、これを見比べますと、一つは、今回、住民投票ということを入れられております。二つ目は、特別区設置協議会を設置するということが義務化されております。それからもう一つは、事務分担等に関する意見申し出に係る措置というのが今回取り入れられております。こういうところの違いがあるのかなというふうに見ておりますが、地方自治法と異なる規定を今回この法案に盛り込んだ理由について教えてください。

○佐藤 茂樹 議員(法案提出者)

今、西委員が御指摘ありましたように、大きく地方自治法との違いというのは、今御指摘のと通りの三点は大きな相違点だと思っております。それぞれ今挙げられたことの例について申し上げます、住民投票につきましては、関係市町村が廃止されて特別区が設置されることによって、関係市町村の住民には住民サービスの提供のあり方というのが大きな影響を受けるわけですね。特に指定都市が今回廃止になるという、大阪市のような場合、そういう場合については権限や税財源の面でいわば格下げとも言える事態が生じて、通常の市町村合併以上に住民の生活等に大きな影響があると考えられます。ですから、本当にそういう指定都市を廃止して特別区という形にしているのかということについて住民の意思を尊重する、そういうことも大事であろうということで、住民投票を必要とさせていただきました。(略)

自治体の区域が分割された事例

○ 昭和23年の地方自治法改正では、戦時中に行われた市町村合併等に対する復旧措置として、住民の発意に基づき、住民投票等を経た上で、市町村の区域を分割できる等の特例が定められた

※都道府県議会が分割に不同意とすることも可能とされていた。 ※戦時中の合併時に処分された財産を、新市町村に返還することとされていた。

地方自治法 附則(昭和23年7月20日法律第179号) 抄 ※改正当時の条文

[戦時中に行われた市町村の区域変更に対する復旧措置]

- 第二条 昭和十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間において、市町村の区域の変更があったときは、その変更に係る区域の住民は、第七条の規定にかかわらず、本条の定めるところにより、従前の市町村の区域でその市町村を置き、又は従前の市町村の区域のとおり市町村の境界変更をすることが出来る。
- 2 前項の処分は、政令の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に対し、変更に係る区域の住民で選挙人名簿に登録されている者の総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者からこれを請求しなければならない。
- 3 前項の請求があったときは、選挙管理委員会は、請求を受理した日から三十日以内に、当該区域が従前所属していた市町村の選挙人の投票に付さなければならない。
- 5 第三項の投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、委員会の報告に基き、都道府県知事は、当該都道府県の議会の議決を経て市町村の廃置分合、又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 6 都道府県の議会に前項の報告があつた日から三十日以内に、当該都道府県の議会において、その議員の発議により、出席議員の四分の三以上の多数でこれに同意すべきでないとの議決があつたときは、都道府県知事は、市町村の廃置分合又は境界変更を定めることが出来ない。
- 7 第五項の場合において第一項の市町村の区域の変更に伴い処分した財産があるときは、現に存する市町村は、これが現に存する限度において、議会の議決を経てその変更に係る区域が従前属していた市町村に返還しなければならない。
- 11 第二項の請求はこの法律施行の日から二年以内に限りこれを行うことが出来る。

【逗子町が横須賀市から分割された事例】

○経緯

- ・昭和18年4月1日に逗子町ほか5町村が横須賀市に合併される。
- ・戦後、独立の気運が高まり、昭和23年の自治法改正を契機に分離独立が進む。

昭和23年7月20日 地方自治法改正(分離独立の特例)

昭和24年12月5日 自治法附則二条の規定による「区域変更請求」が提出され、選挙人名簿登録者の総数の三分の一以上の署名が有効と認定される。

昭和25年3月19日 分離独立の住民投票

投票率:48.7%、賛成6,990(79.2%)、反対1,722(19.5%)

昭和25年4月18日 神奈川県議会に上程

昭和25年5月1日 県議会で分離独立を承認することが議決

昭和25年7月1日 県知事から内閣総理大臣に届出(分離独立が実現)

○財産

- ・分離独立に当たり、横須賀市議会が逗子町に移譲されるべき財産を調査し、以下の内容を昭和25年6月末の市議会で可決

<財産>

・役場・学校等、公共の建築物とその敷地

・国債 7,090円

・現金 39,576円

<負債>

・役場・学校等の建設のための市債 約22万円

・田越川災害防除施設事業関係の市債 1,497万円

・国有財産払下代他未払い金 388万円

(備考)「逗子市史 通史編 古代・中世・近世・近現代編」をもとに事務局作成

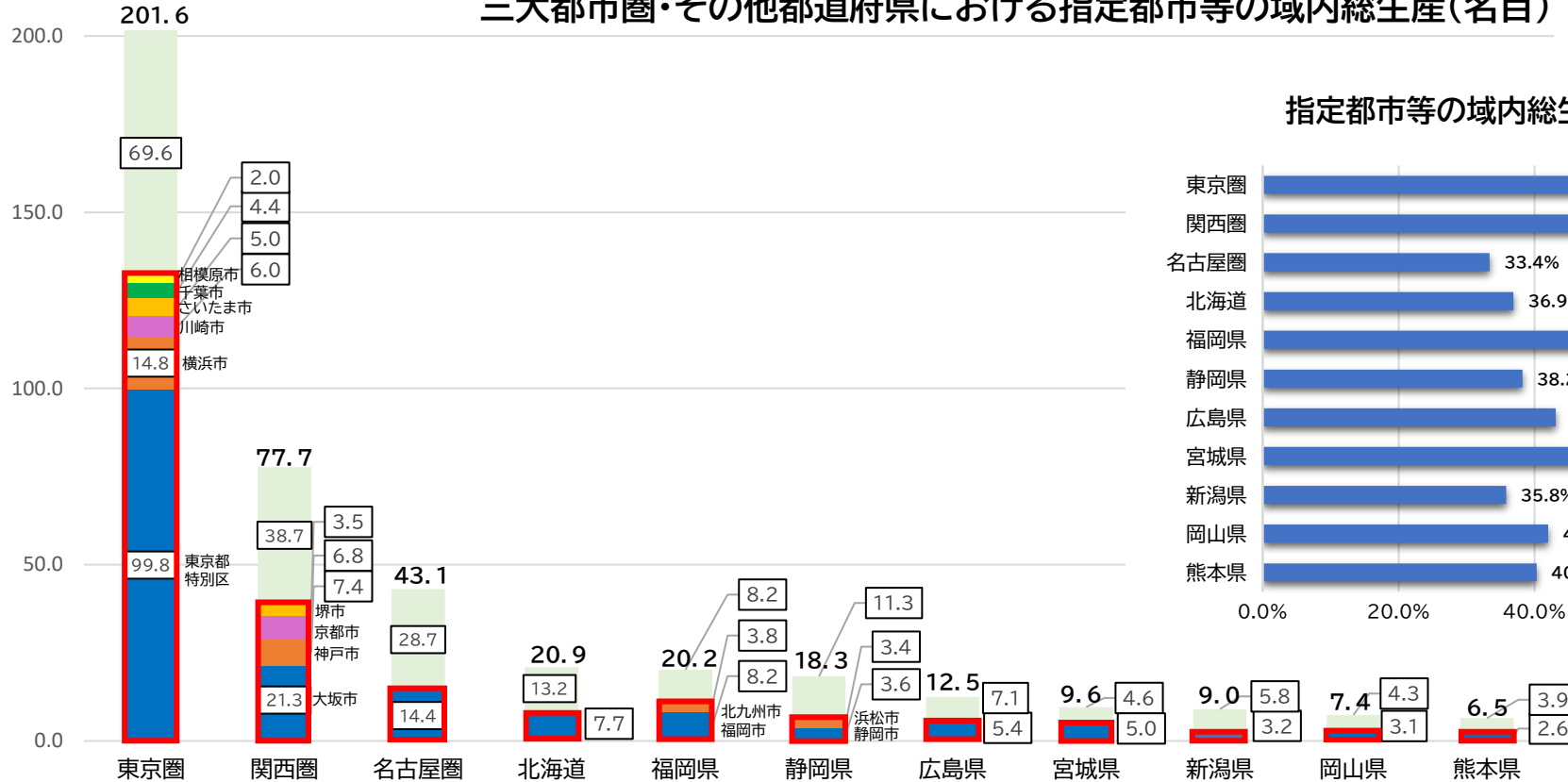
その他関係資料

三大都市圏・指定都市を包括する道県における指定都市等の経済規模

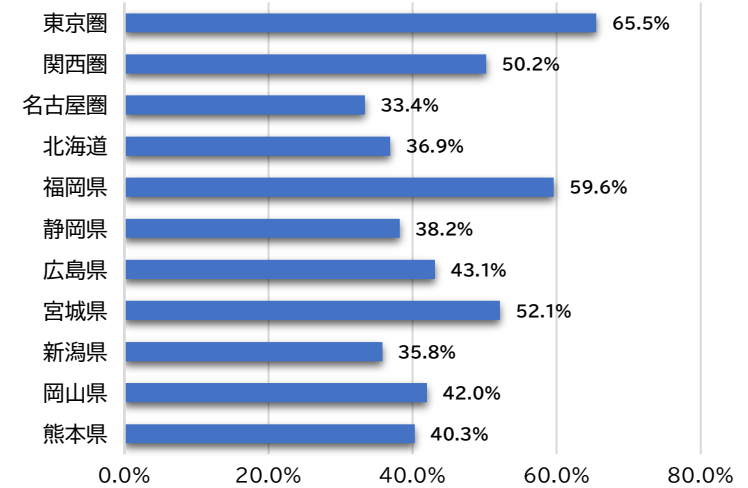
○ 三大都市圏や指定都市を包括する道県の域内総生産に占める指定都市・特別区のシェアは、地域毎に異なるが、概ね約3割～7割となっている。

※ 三大都市圏＝東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)＋名古屋圏(愛知県)＋関西圏(京都府、大阪府、兵庫県)

(単位:兆円) 三大都市圏・その他都道府県における指定都市等の域内総生産(名目)



指定都市等の域内総生産シェア



■ 域内総生産第1位の指定都市等 ■ 域内総生産第2位の指定都市 ■ 域内総生産第3位の指定都市 ■ 域内総生産第4位の指定都市
■ 域内総生産第5位の指定都市 ■ 域内総生産第6位の指定都市 ■ 指定都市以外

(備考)内閣府「令和4年度県民経済計算」をもとに事務局作成

※1 指定都市のうち、さいたま市は、令和4年度埼玉県市町村民経済計算、相模原市は、平成25年度市民経済計算の試算について、静岡市は、令和5年度静岡県の地域経済計算(使用したデータは令和4年度)、熊本市は、令和4年度市町村民経済計算のデータを用いている。

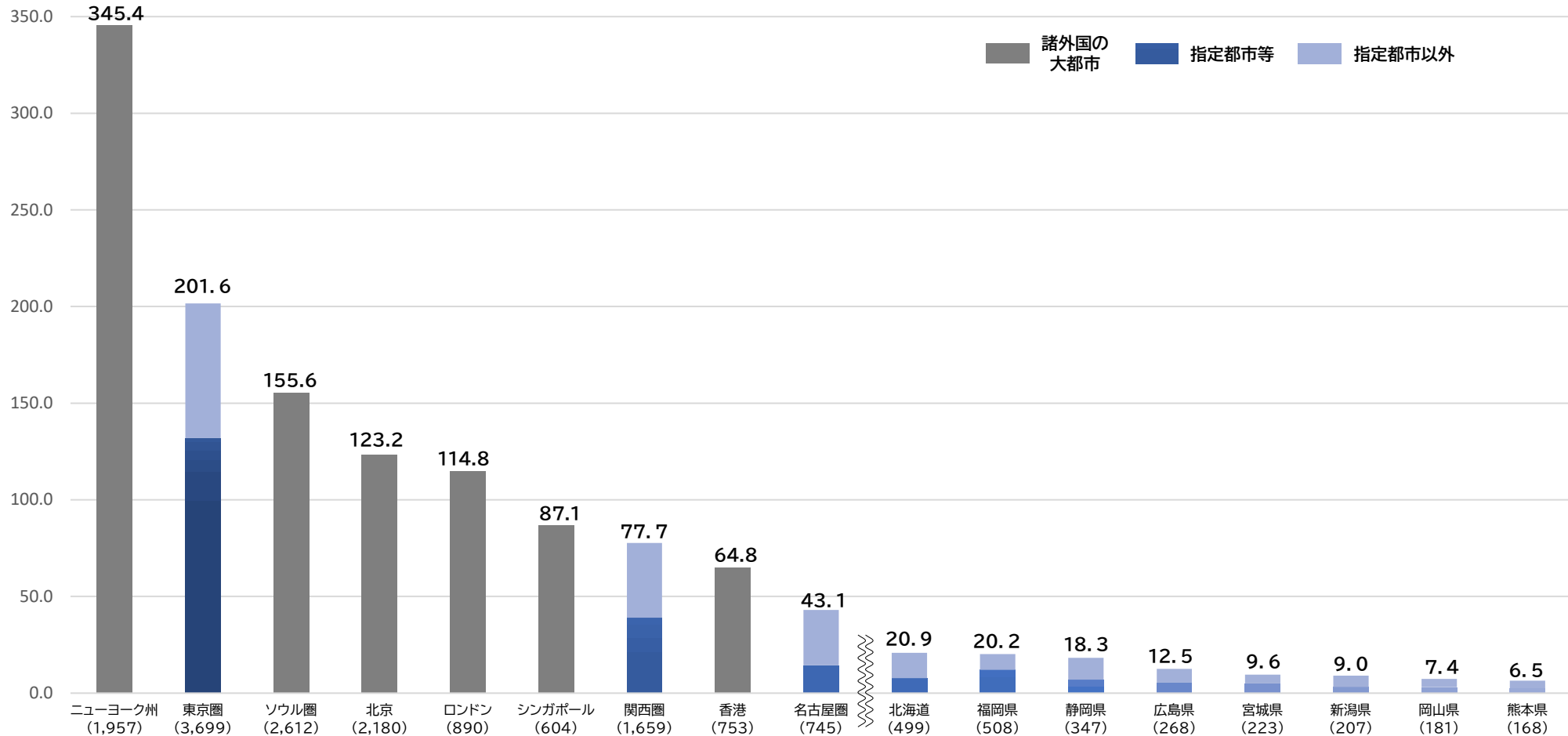
※2 東京都は特別区のみデータが確認できなかったが、経済センサスの従業者数を基に特別区内の総生産を都内総生産の約83%と推計したものがあり(平成26年特別区長会)、本資料に適用した。

諸外国の大都市と日本の三大都市圏等の経済規模

○ 諸外国の大都市との比較では、東京圏は一定の経済規模を有している一方、その他の地域は規模が小さい。

(単位:兆円)

諸外国の大都市等と日本の三大都市圏等の域内総生産(名目)



(備考)日本については、前頁と同様のデータ。各国の都市等については以下をもとに事務局作成。

※令和8年8月26日時点の為替レートで円に換算。本グラフは、以下のデータをもとに事務局において作成したものであり、各都市のデータの時点等について必ずしも一致していないことに留意。

○ニューヨーク州: GDP、人口ともに2023年のデータ(内閣府「世界経済の潮流 2024年II」より)

○ソウル圏: GDPは2024年のデータ(국가데이터처 경제통계국의「2024년 지역소득(잠정)」)、人口は2026年7月のデータ(KOSIS(韓国統計庁国家統計ポータルサイト)(<http://kosis.kr>)より)

※ソウル圏=ソウル特別市、京畿道、仁川市

○北京: GDP、人口ともに2025年のデータ(北京市统计局 国家统计局北京调查总队「北京市2025年国民经济和社会发展统计公报」より)

○ロンドン: GDP、人口ともに2023年のデータ(Office for National Statistics (ONS), released 17 April 2025, ONS website, statistical bulletin, Regional economic activity by gross domestic product, UK: 1998 to 2023より)

○シンガポール: GDPは2024年のデータ(OECD Data Explorer Annual GDP and components - expenditure approach 2026年8月ダウンロード)、人口は2024年のデータ(外務省「シンガポール共和国基礎データ」より)

○香港: GDPは2024年のデータ(OECD Data Explorer Annual GDP and components - expenditure approach 2026年8月ダウンロード)、人口は2024年のデータ(外務省「香港基礎データ」より)

※()内は人口(万人)

公務員(全体)の採用における競争率(宮城県内・令和6年度)

○ 団体区分別の競争率は、通勤・通学10%圏の市町村※において4.7倍と最も高く、仙台市の4.4倍やその他の市町村の2.7倍を上回る。 ※指定都市への通勤者数及び通学者数を、常住する通勤者数及び通学者数で除して得た割合が10%以上である市町村(「令和2年国勢調査」(総務省統計局)ベース)

団体区分別の競争率

(単位:人、倍)

団体区分	受験者数(a)	合格者数(b)	競争率(a/b)
都道府県	1,646	435	3.8
指定都市	1,969	445	4.4
通勤・通学10%圏の市町村	1,482	317	4.7
その他の市町村	1,317	494	2.7

(備考)総務省「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成

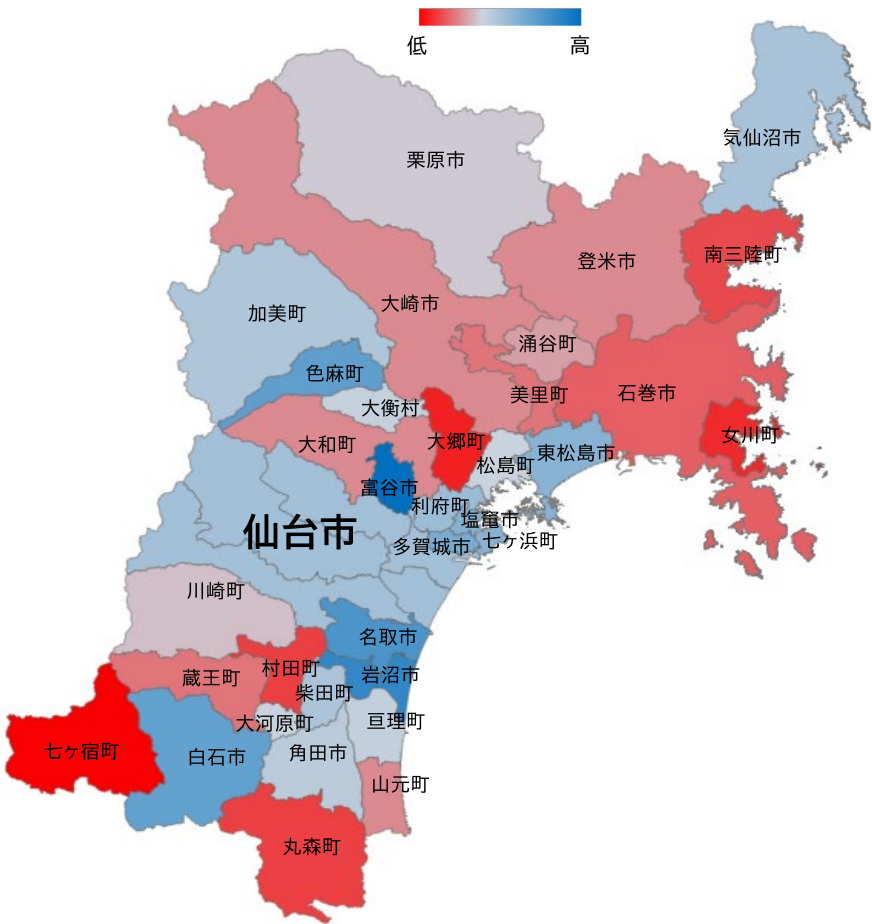
団体別の競争率

(単位:人、倍)

団体名	通勤・通学圏区分	受験者数	合格者数	競争率
富谷市	10%圏	161	10	16.1
岩沼市	10%圏	91	11	8.3
名取市	10%圏	216	29	7.4
色麻町	その他	47	7	6.7
白石市	その他	165	25	6.6
多賀城市	10%圏	230	40	5.8
塩竈市	10%圏	193	36	5.4
東松島市	その他	42	8	5.3
七ヶ浜町	10%圏	85	16	5.3
利府町	10%圏	101	22	4.6
仙台市	指定都市	1,969	445	4.4
気仙沼市	その他	97	23	4.2
柴田町	10%圏	98	24	4.1
加美町	その他	28	7	4.0
宮城県	都道府県	1,646	435	3.8
角田市	その他	86	24	3.6
亘理町	10%圏	56	17	3.3
大衡村	10%圏	16	5	3.2
大河原町	10%圏	34	11	3.1
松島町	10%圏	22	7	3.1

団体名	通勤・通学圏区分	受験者数	合格者数	競争率
栗原市	その他	136	47	2.9
川崎町	10%圏	17	6	2.8
涌谷町	その他	30	12	2.5
登米市	その他	109	47	2.3
大崎市	その他	248	110	2.3
山元町	10%圏	30	13	2.3
大和町	10%圏	63	28	2.3
蔵王町	その他	15	7	2.1
美里町	10%圏	27	13	2.1
石巻市	その他	216	115	1.9
南三陸町	その他	54	32	1.7
村田町	10%圏	22	14	1.6
丸森町	その他	26	16	1.6
女川町	その他	14	10	1.4
大郷町	10%圏	20	15	1.3
七ヶ宿町	その他	4	4	1.0

(備考)総務省「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成
※令和6年度実施の都道府県と指定都市の大卒程度試験(早期枠を除く)は同一日。



公務員(技術職等)の採用における競争率(宮城県内市町村)

○ 市町村ごとに合格者数に大きく違いがあるものの、競争率を見ると、仙台市は1.1～1.6倍である一方、通勤・通学10%圏の市町村では2.6～5倍と比較的高い倍率。他方、その他の市町村では、競争率が1倍となっている例も見られる。

＜仙台市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	27	18	1.5
建築	8	7	1.1
保健師	51	33	1.5
保育士	95	58	1.6

指定都市

＜名取市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	3	1	3.0
建築	3	1	3.0
保健師	14	3	4.7
保育士	23	9	2.6

通勤・通学10%圏

＜富谷市＞ ※令和6年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	5	1	5.0
建築	5	1	5.0
保健師	13	3	4.3
保育士	10	0	合格者なし

＜大和町＞ ※令和6年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	1	0	合格者なし
建築	—	—	—
保健師	3	1	3.0
保育士	8	2	4.0

＜蔵王町＞ ※令和6年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	—	—	—
建築	—	—	—
保健師	2	1	2.0
保育士	—	—	—

＜登米市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	1	1	1.0
建築	0	0	
保健師	1	1	1.0
保育士	0	0	

その他

※「—」は実施状況が確認できなかったもの。

(備考) 各地方公共団体の公表資料より作成。令和7年度実施分を集計しているが、資料がない場合、令和6年度実施分から集計。いずれも大卒、短大卒(保育士)程度。基本的に先行募集・追加募集等を除く人数を掲載しているが、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2に基づき地方公共団体の長が公表する人事行政の運営等の状況より集計した場合、この限りでない。

公務員(全体)の採用における競争率(神奈川県内・令和6年度)

○ 団体区分別の競争率は、通勤・通学10%圏の市町村※において7.6倍と最も高く、指定都市の4.7倍やその他の市町村の5.0倍を上回る。※指定都市への通勤者数及び通学者数を、常住する通勤者数及び通学者数で除して得た割合が10%以上である市町村(「令和2年国勢調査」(総務省統計局)ベース)

団体区分別の競争率

(単位:人、倍)

団体区分	受験者数(a)	合格者数(b)	競争率(a/b)
都道府県	6,008	1,737	3.5
指定都市	10,887	2,333	4.7
通勤・通学10%圏の市町村	8,053	1,055	7.6
その他の市町村	3,473	696	5.0

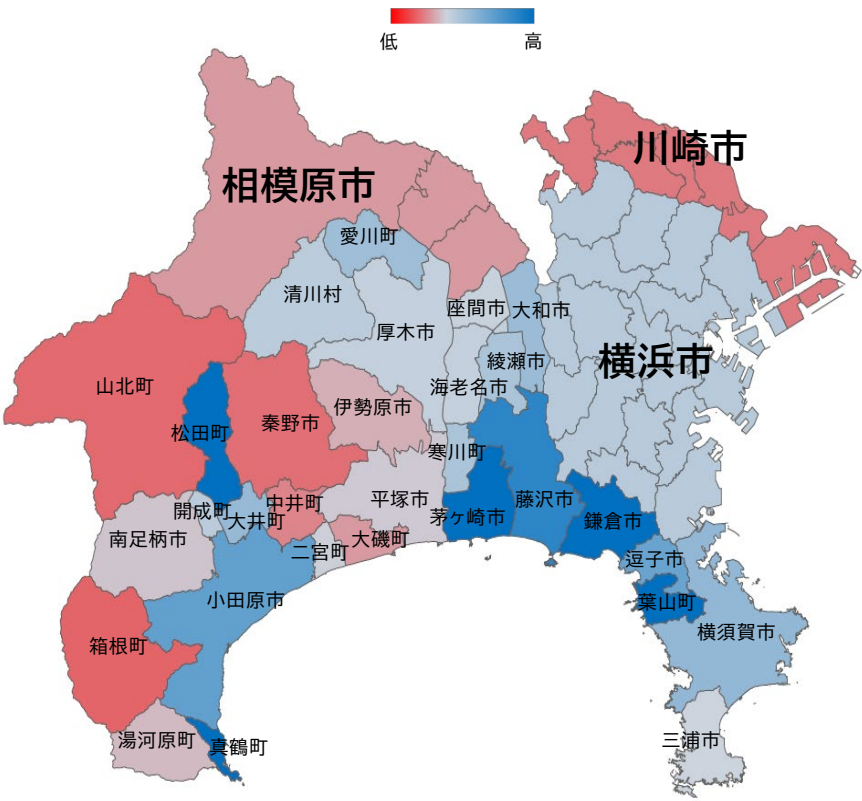
(備考)総務省「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成

団体別の競争率

(単位:人、倍)

団体名	通勤・通学圏区分	受験者数	合格者数	競争率
松田町	その他	70	5	14.0
茅ヶ崎市	10%圏	1,129	86	13.1
鎌倉市	10%圏	1,062	82	13.0
真鶴町	その他	67	6	11.2
葉山町	10%圏	168	16	10.5
藤沢市	10%圏	1,820	205	8.9
小田原市	その他	736	97	7.6
逗子市	10%圏	319	43	7.4
横須賀市	10%圏	1,006	158	6.4
大井町	その他	50	8	6.3
大和市	10%圏	913	148	6.2
愛川町	10%圏	98	16	6.1
綾瀬市	10%圏	334	58	5.8
寒川町	その他	140	24	5.8
横浜市	指定都市	7,600	1,382	5.5
開成町	その他	43	8	5.4
清川村	その他	38	7	5.4
厚木市	その他	626	121	5.2
海老名市	10%圏	450	87	5.2
座間市	10%圏	481	94	5.1
三浦市	10%圏	109	22	5.0
二宮町	10%圏※	44	9	4.9
平塚市	その他	654	135	4.8
南足柄市	その他	61	13	4.7
湯河原町	その他	130	29	4.5
伊勢原市	その他	381	88	4.3
相模原市	指定都市	1,015	261	3.9
大磯町	10%圏※	120	31	3.9
中井町	その他	46	13	3.5
神奈川県	都道府県	6,008	1,737	3.5
川崎市	指定都市	2,272	690	3.3
秦野市	その他	319	104	3.1
山北町	その他	33	11	3.0
箱根町	その他	79	27	2.9

※は東京23区の10%圏にのみ該当する自治体。



(備考)総務省「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成
※令和6年度実施の都道府県と指定都市の大卒程度試験(早期卒を除く)は同一日。

公務員(技術職等)の採用における競争率(神奈川県内市町村)

○ 市町村ごとに合格者数に大きく違いがあるものの、競争率を見ると、指定都市は1.5～7.5倍である一方、通勤・通学10%圏の市町村では2.3～26倍と比較的高い倍率。他方、その他の市町村では、競争率が1倍となっている例も見られる。

指定都市

<横浜市> ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	34	14	2.4
建築	19	6	3.2
保健師	82	11	7.5
保育士	93	39	2.4

<川崎市> ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	9	6	1.5
建築	6	3	2.0
保健師	57	20	2.9
保育士	57	35	1.6

<相模原市> ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	3	1	3.0
建築	3	0	合格者なし
保健師	8	5	1.6
保育士	21	13	1.6

通勤・通学10%圏

<茅ヶ崎市> ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	11	1	11.0
建築	12	0	合格者なし
保健師	26	1	26.0
保育士	16	7	2.3

※受験者=申込者

<藤沢市> ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	13	1	13.0
建築	10	0	合格者なし
保健師	28	2	14.0
保育士	40	15	2.7

<鎌倉市> ※令和6年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	7	2	3.5
建築	11	3	3.7
保健師	—	—	—
保育士	11	2	5.5

その他

<平塚市> ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	2	0	合格者なし
建築	2	0	合格者なし
保健師	10	2	5.0
保育士	10	2	5.0

<秦野市> ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	15	6	2.5
建築	2	0	合格者なし
保健師	6	1	6.0
保育士	9	7	1.3

<箱根町> ※令和6年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	1	1	1.0
建築	1	1	1.0
保健師	—	—	—
保育士	1	1	1.0

※「—」は実施状況が確認できなかったもの。

(備考)各地方公共団体の公表資料より作成。令和7年度実施分を集計しているが、資料がない場合、令和6年度実施分から集計。いずれも大卒、短大卒(保育士)程度。基本的に先行募集・追加募集等を除く人数を掲載しているが、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2に基づき地方公共団体の長が公表する人事行政の運営等の状況より集計した場合、この限りでない。

公務員(全体)の採用における競争率(兵庫県内・令和6年度)

○ 団体区分別の競争率は、神戸市で7.1倍、通勤・通学10%圏※の市町村で7.0倍と比較的高い水準にあり、その他の市町村における4.2倍を上回る。※指定都市への通勤者数及び通学者数を、常住する通勤者数及び通学者数で除して得た割合が10%以上である市町村(「令和2年国勢調査」(総務省統計局)ベース)

団体区分別の競争率

(単位:人、倍)

団体区分	受験者数(a)	合格者数(b)	競争率(a/b)
都道府県	4,570	1,123	4.1
指定都市	2,988	421	7.1
通勤・通学10%圏の市町村	7,070	1,007	7.0
その他の市町村	3,145	750	4.2

(備考)総務省「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成

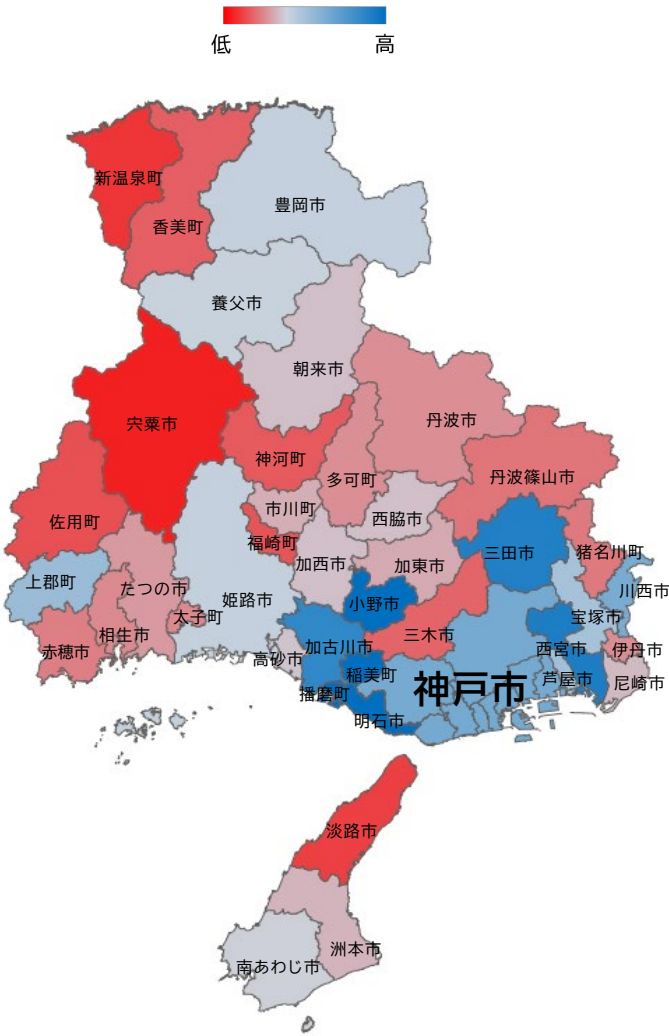
団体別の競争率

(単位:人、倍)

団体名	通勤・通学圏区分	受験者数	合格者数	競争率	団体名	通勤・通学圏区分	受験者数	合格者数	競争率
明石市	10%圏	1,602	106	15.1	洲本市	その他	71	16	4.4
稲美町	10%圏	99	7	14.1	市川町	その他	26	6	4.3
播磨町	10%圏	126	9	14.0	加東市	その他	97	23	4.2
小野市	その他	158	15	10.5	兵庫県	都道府県	4,570	1,123	4.1
西宮市	10%圏	1,103	118	9.3	たつの市	その他	130	33	3.9
三田市	10%圏	360	39	9.2	伊丹市	10%圏※	684	185	3.7
加古川市	10%圏	725	82	8.8	丹波市	その他	132	36	3.7
神戸市	指定都市	2,988	421	7.1	多可町	その他	44	12	3.7
川西市	10%圏※	373	53	7.0	相生市	その他	64	18	3.6
上郡町	その他	37	6	6.2	太子町	10%圏※	57	16	3.6
芦屋市	10%圏	407	68	6.0	赤穂市	その他	196	58	3.4
宝塚市	10%圏※	570	96	5.9	猪名川町	10%圏※	26	8	3.3
姫路市	その他	727	141	5.2	丹波篠山市	その他	143	45	3.2
豊岡市	その他	214	41	5.2	三木市	10%圏	83	29	2.9
養父市	その他	36	7	5.1	香美町	その他	28	10	2.8
南あわじ市	その他	103	21	4.9	神河町	その他	19	7	2.7
高砂市	その他	427	90	4.7	福崎町	その他	21	8	2.6
西脇市	その他	157	34	4.6	佐用町	その他	38	15	2.5
加西市	その他	82	18	4.6	淡路市	その他	48	22	2.2
朝来市	その他	51	11	4.6	新温泉町	その他	22	11	2.0
尼崎市	10%圏※	855	191	4.5	宍粟市	その他	74	46	1.6

※は大阪市の10%圏にのみ該当する自治体。

(備考)総務省「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成



公務員(技術職等)の採用における競争率(兵庫県内市町村)

- 市町村ごとに合格者数に大きく違いがあるものの、競争率を見ると、神戸市は2.5～5.0倍である一方、通勤・通学10%圏の市町村では2.0～23.0倍と比較的高い倍率となっている。他方、その他の市町村では、競争率が1倍となっている例も見られる。

＜神戸市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	5	1	5.0
建築	5	2	2.5
保健師	66	21	3.1
保育士	80	23	3.5

指定都市

＜明石市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	60	9	6.7
建築	(60)	(9)	(6.7)
保健師	46	2	23.0
保育士	103	8	12.9

※土木と建築は同区分

＜西宮市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	18	5	3.6
建築	11	1	11.0
保健師	—	—	—
保育士	31	7	4.4

＜芦屋市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	8	2	4.0
建築	2	1	2.0
保健師	—	—	—
保育士	6	3	2.0

通勤・通学10%圏

＜丹波篠山市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	3	1	3.0
建築	(3)	(1)	(3.0)
保健師	—	—	—
保育士	10	6	1.7

※土木と建築は同区分

＜宍粟市＞ 令和6年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	—	—	—
建築	—	—	—
保健師	3	2	1.5
保育士	5	2	2.5

＜淡路市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	—	—	—
建築	0	0	—
保健師	3	3	1.0
保育士	5	4	1.3

その他

※「—」は実施状況が確認できなかったもの。

(備考)各地方公共団体の公表資料より作成。令和7年度実施分を集計しているが、資料がない場合、令和6年度実施分から集計。いずれも大卒、短大卒(保育士)程度。基本的に先行募集・追加募集等を除く人数を掲載しているが、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2に基づき地方公共団体の長が公表する人事行政の運営等の状況より集計した場合、この限りでない。

公務員(全体)の採用における競争率(広島県内・令和6年度)

○ 団体区分別の競争率は、通勤・通学10%圏の市町村※において6.7倍と最も高く、広島市の4.3倍やその他の市町村の4.6倍を上回る。※指定都市への通勤者数及び通学者数を、常住する通勤者数及び通学者数で除して得た割合が10%以上である市町村(「令和2年国勢調査」(総務省統計局)ベース)

団体区分別の競争率

(単位:人、倍)

団体区分	受験者数(a)	合格者数(b)	競争率(a/b)
都道府県	2,274	727	3.1
指定都市	1,925	449	4.3
通勤・通学10%圏の市町村	1,262	188	6.7
その他の市町村	2,431	531	4.6

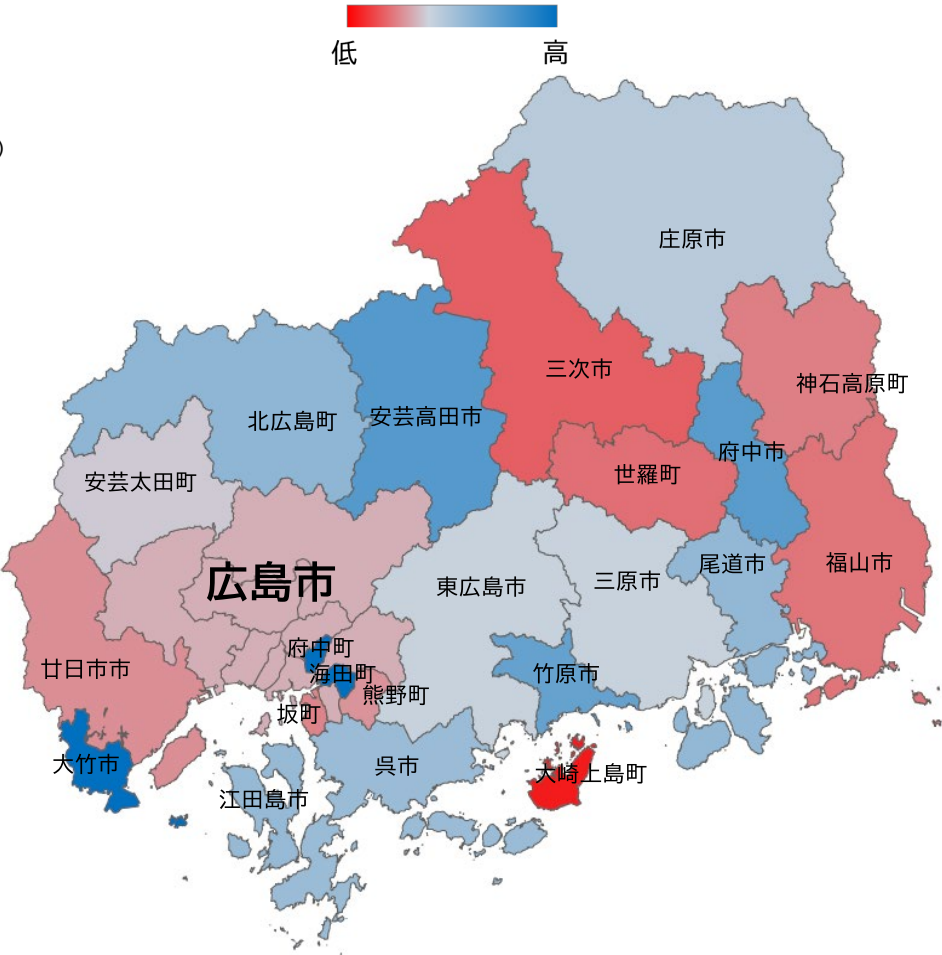
(備考)総務省「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成

団体別の競争率

(単位:人、倍)

団体名	通勤・通学圏区分	受験者数	合格者数	競争率
府中町	10%圏	223	10	22.3
大竹市	10%圏	57	4	14.3
海田町	10%圏	305	28	10.9
安芸高田市	10%圏	134	17	7.9
府中市	その他	70	9	7.8
竹原市	その他	75	10	7.5
北広島町	10%圏	84	13	6.5
尾道市	その他	358	56	6.4
江田島市	10%圏	75	12	6.3
呉市	その他	450	73	6.2
庄原市	その他	116	21	5.5
三原市	その他	205	40	5.1
東広島市	その他	401	78	5.1
安芸太田町	10%圏	19	4	4.8
広島市	指定都市	1,925	449	4.3
熊野町	10%圏	30	8	3.8
廿日市市	10%圏	300	82	3.7
坂町	10%圏	35	10	3.5
神石高原町	その他	17	5	3.4
福山市	その他	555	172	3.2

団体名	通勤・通学圏区分	受験者数	合格者数	競争率
広島県	都道府県	2,274	727	3.1
世羅町	その他	31	10	3.1
三次市	その他	144	51	2.8
大崎上島町	その他	9	6	1.5



(備考)総務省「令和6年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」をもとに事務局作成

公務員(技術職等)の採用における競争率(広島県内市町村)

- 市町村ごとに合格者数に大きく違いがあるものの、競争率を見ると、広島市は1.3～2.6倍程度にとどまる一方、通勤・通学10%圏の市町村では1.0～8.0倍と比較的高い水準となっている。他方、その他の市町村では競争率は1.3～7.0倍となっており、状況は様々である。

＜広島市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	13	6	2.2
建築	8	6	1.3
保健師	46	18	2.6
保育士	109	58	1.9

指定都市

＜廿日市市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	5	0	合格者なし
建築	3	1	3.0
保健師	8	1	8.0
保育士	25	3	8.3

通勤・通学10%圏

＜安芸高田市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	—	—	—
建築	—	—	—
保健師	4	1	4.0
保育士	—	—	—

＜府中市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	2	1	2.0
建築	1	1	1.0
保健師	4	2	2.0
保育士	—	—	—

＜三次市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	0	0	合格者なし
建築	1	0	
保健師	—	—	—
保育士	5	1	5.0

※合格者数=採用数

＜福山市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	7	5	1.4
建築	4	3	1.3
保健師	13	8	1.6
保育士	44	23	1.9

＜三原市＞ ※令和7年度実施

職種	受験者数 (a)	合格者数 (b)	競争率 (a/b)
土木	2	1	2.0
建築	2	0	合格者なし
保健師	7	1	7.0
保育士	7	4	1.8

その他

※「—」は実施状況が確認できなかったもの。

(備考)各地方公共団体の公表資料より作成。令和7年度実施分を集計しているが、資料がない場合、令和6年度実施分から集計。いずれも大卒、短大卒(保育士)程度。基本的に先行募集・追加募集等を除く人数を掲載しているが、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2に基づき地方公共団体の長が公表する人事行政の運営等の状況より集計した場合、この限りでない。

參考資料

指定都市基礎データ①

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
人口(人、R2国勢調査)	1,973,395	1,096,704	1,324,025	974,951	3,777,491	1,538,262	725,493	789,275	693,389	790,718
15歳未満(%)	10.9%	11.8%	12.8%	11.4%	11.7%	12.3%	11.4%	11.6%	11.3%	12.9%
15歳以上64歳以下(%)	61.3%	64.2%	63.6%	61.8%	63.2%	67.4%	62.5%	58.7%	58.2%	58.9%
65歳以上(%)	27.8%	24.1%	23.6%	26.8%	25.1%	20.3%	26.1%	29.7%	30.5%	28.2%
面積(km ² 、R2国勢調査)	1,121	786	217	272	438	143	329	726	1,412	1,558
歳入(百万円、R6決算)	1,239,449	624,903	726,012	535,358	2,055,885	821,547	362,647	465,822	386,462	416,549
地方税	356,657	233,179	291,479	211,937	893,708	390,944	137,316	134,000	141,926	151,901
地方交付税	153,237	38,071	18,392	30,029	48,814	381	29,606	85,461	34,796	42,820
国庫支出金	313,456	130,409	151,768	116,501	432,710	172,787	81,469	90,361	76,670	82,895
地方債	95,419	54,178	80,185	47,047	109,571	58,284	18,603	39,135	31,320	26,676
その他	320,679	169,067	184,189	129,844	571,082	199,151	95,652	116,865	101,750	112,258
歳出(百万円、R6決算)	1,229,157	616,737	716,727	531,075	2,025,763	811,845	352,272	453,934	375,251	403,626
義務的経費	685,922	342,216	377,189	308,254	1,203,784	493,240	223,282	252,185	210,778	219,574
人件費	175,040	124,494	138,474	104,362	386,295	164,219	78,666	97,717	79,137	82,290
扶助費	415,546	157,271	184,544	150,144	621,492	253,650	116,829	105,902	94,732	103,495
公債費	95,336	60,451	54,172	53,749	195,997	75,371	27,787	48,565	36,909	33,788
投資的経費	145,330	76,865	113,003	63,726	201,359	96,770	24,613	58,734	46,769	58,353
うち普通建設事業費	145,154	76,430	113,003	63,685	201,359	96,770	24,470	55,407	41,825	51,689
その他	397,906	197,656	226,535	159,095	620,620	221,835	104,377	143,015	117,704	125,699
財政力指数	0.70	0.87	0.95	0.88	0.95	1.06	0.83	0.64	0.82	0.81
経常収支比率(%)	98.0	98.8	98.4	98.8	99.0	99.3	97.5	94.9	95.3	93.3
実質公債費比率(%)	3.2	4.9	6.1	10.4	9.2	8.4	2.9	12.4	5.9	3.3
将来負担比率(%)	22.2	44.6	20.7	120.1	114.9	111.4	－	121.7	30.9	－
ラスパイレス指数	99.2	102.3	101.1	100.5	100.0	100.2	98.2	98.4	100.9	100.0

※ 財政指標については、いずれも令和6年度決算数値。

※ 将来負担比率: 充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「－」を表示

指定都市基礎データ②

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
人口（人、R2国勢調査）	2,332,176	1,463,723	2,752,412	826,161	1,525,152	724,691	1,200,754	939,029	1,612,392	738,865
15歳未満（％）	11.9%	10.5%	10.6%	12.4%	11.5%	12.8%	13.3%	11.9%	12.7%	13.5%
15歳以上64歳以下（％）	62.8%	61.3%	63.7%	58.6%	59.4%	61.1%	61.1%	56.4%	65.4%	60.1%
65歳以上（％）	25.3%	28.2%	25.7%	29.1%	29.2%	26.1%	25.7%	31.7%	21.9%	26.4%
面積（km ² 、R2国勢調査）	327	828	225	150	557	790	907	492	343	390
歳入（百万円、R6決算）	1,488,889	980,216	2,089,132	480,020	1,005,170	407,872	724,427	626,052	1,131,768	431,338
地方税	635,823	324,262	830,468	156,531	324,373	134,225	249,905	180,178	383,742	127,753
地方交付税	8,601	73,789	46,534	56,600	99,916	51,482	77,666	83,237	56,351	65,326
国庫支出金	284,323	188,097	562,212	127,958	215,664	87,230	167,851	139,283	220,466	102,582
地方債	146,042	42,581	130,232	28,854	80,253	36,419	54,245	55,748	58,579	32,357
その他	414,100	351,487	519,686	110,077	284,964	98,515	174,759	167,606	412,629	103,321
歳出（百万円、R6決算）	1,468,251	971,709	2,064,170	472,193	984,588	389,502	720,667	621,430	1,113,380	421,833
義務的経費	852,696	517,298	1,271,232	299,534	565,971	229,910	421,841	357,403	556,616	256,212
人件費	285,466	167,307	321,997	93,804	191,519	84,520	149,328	111,881	158,244	88,869
扶助費	435,218	259,521	743,167	167,751	269,663	108,266	201,247	175,196	301,106	130,243
公債費	132,012	90,469	206,068	37,979	104,789	37,124	71,265	70,326	97,266	37,099
投資的経費	158,796	68,697	252,321	40,621	137,800	55,047	74,114	76,109	101,691	49,085
うち普通建設事業費	158,796	68,543	252,321	40,591	137,728	55,046	73,745	75,936	101,331	46,723
その他	456,760	385,714	540,617	132,038	280,817	104,545	224,713	187,919	455,073	116,536
財政力指数	0.98	0.81	0.94	0.75	0.76	0.74	0.77	0.69	0.87	0.68
経常収支比率（％）	101.2	100.4	89.8	100.0	98.7	91.2	97.3	99.3	93.6	95.4
実質公債費比率（％）	6.4	12.0	0.1	5.0	4.9	5.7	8.8	10.6	7.7	5.9
将来負担比率（％）	84.2	132.0	－	－	64.5	－	161.3	143.0	58.8	93.1
ラスパイレース指数	98.8	101.5	99.0	100.4	100.1	101.6	99.9	101.6	101.2	99.8

※ 財政指標については、いずれも令和6年度決算数値。